

葛巻町に

物品の買入れ等競争入札参加資格申請をする方へ

1 競争入札に参加するための資格要件

葛巻町における競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業又は事業に関し法律上許可、認可等が必要とされる場合において、その資格を有する者
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていない者
- (3) 審査基準日（令和7年9月30日となります。以下同じ。）において営業又は事業年数が1年以上ある者
- (4) 審査基準日の直前の営業又は事業年度において、競争入札への参加を希望する業務についての業務履行実績（別紙「営業品目一覧表」の大分類に示す業務ごとの業務履行実績）を有する者（「財産等売払い」を除く。）
- (5) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者でないこと。

2 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業又は事業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていない者
- (3) 葛巻町暴力団等排除措置要綱（令和2年葛巻町告示第79号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 物品の購入等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成14年告示第72号。以下「規程」という。）第8条の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者

- (6) 規程第8条の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

資格審査結果につきましては葛巻町ホームページで公開します。

(文書での通知は行いませんので、ホームページにおいてご確認ください。)

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間です。

受付期間内に資格審査申請書を提出(郵送)しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。

4 申請受付営業品目

盛岡広域8市町で統一され、別紙「営業品目一覧表」のとおりとなります。希望分類の選択の際、該当する分類名がない場合は、一番近いと思われる分類を選択してください。

また、表の右側に、関係する許可、認可等を例示していますが、記載されていなくても、資格、許可等が必要な場合は、その写しを提出してください。